



き、不存在による行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成25年9月3日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として諮問庁に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取消し、本件対象文書を公開することを求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件監視カメラの映像は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分頃に発生した交通死亡事故の現場を撮影しているものであり、事故に関する重要な映像を保有していない訳がない。
- (2) 諮問庁の説明によれば、本件監視カメラは、通常は〇〇〇〇〇を撮影しているとのことであるが、〇〇〇〇〇から進行してきた車両が〇〇〇〇〇〇交差点で信号待ちをしていれば、その先頭車両は事故現場を目撃することができるため、信号待ち車両（目撃者）の特定のためにも本件監視カメラの映像検証は必要不可欠である。

また、本件監視カメラの向きを変更したところ、事故現場との位置関係

から近隣の建物が妨げとなっており、かつ、日没も重なって、パトカーの赤色灯や車両のライトが映し出されているのを確認できるにすぎなかったとの説明であるが、本件監視カメラの向きを変更したのは、事故発生の110番通報直後に行われているはずであり、パトカーの赤色灯が映し出されているとの説明は矛盾するものである。

- (3) 審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分頃に発生した交通死亡事故の現場を撮影した本件監視カメラの映像を見たいということで公開請求をしたところである。審査請求人が本件監視カメラを確認したところ、平成〇〇年〇〇月時点では〇〇〇〇〇〇を向いており、平成〇〇年〇月〇日までは同じ方向を向いていた。また、本件監視カメラは道路の左側に設置しているため、左車線を写すためのものだと思っており、通常は〇〇〇〇〇を撮影しているという諮問庁の説明には矛盾があるし、とても不自然で不合理なものである。本件監視カメラの向きが〇〇〇〇〇に変わったのは平成〇〇年〇月〇日から〇月〇日の間であることから、事故現場が本件監視カメラが通常撮影する方向とは正反対に位置しているという諮問庁の説明は矛盾しているし、近隣の建物が妨げとなって事故現場が写らないのであれば、そもそもその方向に向ける必要はない。しかも、事故の発生後、連絡を受けた交通管制センターで事故現場を確認しようとするれば、普通に考えればパトカーが到着する前に撮影しているはずなのだが、諮問庁では、パトカーの赤色灯や車両のライトが映し出されているということは認めており、パトカーが到着した後に本件監視カメラの向きを変えたとしか考えられない説明は矛盾している。

事故現場よりも本件監視カメラに近い位置の道路上に加害者の車と目撃者の車が停まっており、加害者の供述調書によれば、加害者の車はハザードランプを点けているため、その2台は絶対に映っているはずであり、そうでなければパトカーが映るわけがなく、建物が妨げになるなどということとはあり得ない。街灯もあるし、普通の防犯カメラでも、細かいところま

では映らなくても、人影や車の影はほとんどクリアに見える状態で撮影されているはずである。

それから、事故の被害者の親族が、平成〇〇年〇月に警察官と電話で話し、所轄警察署の捜査の仕方に不安を抱いて、その数日後に公安委員会に対して苦情申立てを行っている。その苦情申立てに対して、〇月に公安委員会から回答書が来ているが、その内容は、警察が現場周辺の防犯カメラ等の解析や事故時における信号標示、被疑車両の走行速度の特定など、事故原因究明のための捜査を実施中であることを確認しているというものであった。この回答からすると、公安委員会では、警察で防犯カメラ等の解析をしているという報告を受けているということであり、それは交通流を調べるための解析ではなく、事故の捜査のための解析をしているはずである。事故に関わる捜査の過程で得た書類を持っていない、あるいはその記録を破棄するなどということはあるし、公安委員会から回答書が来た時点では当然存在していたはずであるが、それに対する諮問庁の説明は、公安委員会の回答とは全然違うものである。

また、事故の被害者の親族が公安委員会に対して苦情申立てをした数日後、警察官が被害者の親族の自宅に来て、きちんと捜査することや、速度鑑定は科学的に調べること、付近の防犯カメラも捜査することを約束してくれたということだった。その後、公安委員会から苦情申立てに対する回答があったという一連の経緯からすれば、諮問庁の説明はとても不自然で不合理なものである。諮問庁の説明のとおり映像を他の記録媒体等に現に保存していないのであれば、映像の解析はできないはずであり、映像がハードディスクの中に入っているとすれば、上書きされたとしてもその痕跡は残るはずであり、復元ソフトを使えば復元できるはずである。

#### 第4 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について不存在による非公開決定を行った理由を

次のように説明している。

### 1 監視カメラの用途について

監視カメラは、安全で円滑な交通を確保するための交通管制システムを構成する端末装置の一つであり、主に幹線道路の主要交差点の状況を監視し、円滑な交通流を確保するという目的で設置しており、犯罪捜査に活用することを前提にして設置しているものではなく、いわゆる防犯カメラとは異なるものである。〇〇〇〇〇〇交差点は、〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇との交差点で、〇〇〇〇への分岐点でもあることから交通量も非常に多いため、本件監視カメラを設置し、日常における交差点の交通流等の情報収集に用いており、通常は〇〇〇〇〇を撮影している。これは、特にルールはないものの、一般的な感覚や担当職員の経験則からしても、渋滞が発生する可能性を考慮すると、〇〇〇〇に向かってくる車線の方が通常確認しておくべき情報であるためである。

### 2 監視カメラの撮影映像録画機能について

監視カメラは、秋田県警察本部交通規制課に附置する交通管制センターに設置する交通管制システムの端末装置であることから、その扱いは各端末装置を司る操作卓において遠隔操作により行っているが、その操作の有り無しに関わらず、常時監視カメラが向いている方向を撮影している。

監視カメラで撮影した映像は、交通管制センター中央装置内の録画機器収容装置に一旦収容されているが、一定時間をもって上書きされ、それにより消去された映像は復元することができない。これは、防犯カメラとは異なり、監視カメラはリアルタイムの交通状況を把握することが必要とされていることによるものである。

### 3 本件対象文書の不存在について



本件対象文書は、本件監視カメラの特定の日時の撮影映像を記録した文書であり、実施機関は当該行政文書を保有していないとして非公開としている。

## 2 本件対象文書の存否について

本件対象文書の存否について検討すると、リアルタイムの交通状況を把握する目的で監視カメラが設置されていることからすれば、一時的に録画された本件監視カメラの映像は、一定時間をもって上書き、消去されるため、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に不合理、不自然な点は認められない。

また、当審査会において交通管制センターの調査を行い、本件監視カメラでどの範囲を撮影できるのか確認したところ、事故現場である〇〇〇〇部分は建物が妨げとなり、本件監視カメラでは撮影できない箇所であることが認められたことからすれば、本件監視カメラの撮影映像をプリントアウト又は他の記録媒体等にバックアップ保存した事実はないとする諮問庁の説明に不合理、不自然な点は認められない。

## 第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	秋田大学教育文化学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士